



## 後期高齢者医療保険のお知らせ

### ●納入通知書をお送りします

令和2年度の納入通知書を7月10日に、加入されている皆さんに郵送します。納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いします。

### ●保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。北海道における令和2・3年度の保険料率は次の通りです。

- 均等割（被保険者が等しく負担）（年間） 52,048円（1,843円増）
- 所得割（被保険者の所得に応じて負担）（年間） 10.98%（0.39%増）
- 賦課限度額（1年間の保険料の上限額）（年間） 64万円（2万円増）

### ●保険料軽減特例が見直されました

保険料の均等割について、これまで8割軽減となっていた方は、今年度7割軽減に見直され、これまで8.5割軽減となっていた方は、今年度7.75割軽減に見直されました。

保険料を年金からの天引きで納めている方は、10月の天引きから影響しますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

### ●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の橙色の保険証を破棄し、水色の保険証をご使用ください。

### 【医療機関での窓口負担の割合について】

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は1割」、「※現役並み所得者は3割」です。前年所得をもとに、8月から翌年7月までの負担割合が決まります。

※現役並み所得者って？

町・道民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方の同一世帯にいる被保険者の方です。

ただし、一定の条件に当てはまる方は1割負担のままとなりますので、詳しくは保険課までお問い合わせください。

### ●限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

引き続き交付対象に該当する方（令和2年度の町・道民税が非課税の世帯の方）は、7月下旬に保険証に同封してお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の黄緑色の認定証を破棄し、黄色の認定証をご使用ください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121